

令和4年4月1日から

# ☆育児・介護休業法が

# 改正されています☆

皆さんも、ご承知とは思いますが、男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などが行われています。

もう少し詳細に言いますと…

雇用環境整備、個別の周知・意向確認の義務化、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和については、令和4年4月1日から施行されており、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設、育児休業の分割取得については令和4年10月1日から施行され、従業員数1,000人超の企業は、育児休業取得状況の公表の義務化が、来年（令和5年）4月1日より施行されます。

※当法人は令和4年12月1日現在、従業員数102名で男性職員：31名、女性職員：71名となっています。

そのような状況の中、

令和4年11月14日～20日／令和4年12月14日～20日の2回、



男性介護職員が育児休業を取得され、復帰されております。

今後も、職員が働きやすい職場（組織）を目指し、入所者様・利用者様・家族様へ、優しい丁寧なサービス提供を実施していきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

